

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（令和8年厚生労働省告示第21号）」

【調剤ベースアップ評価料の抜粋】

十七 調剤ベースアップ評価料の注1に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局

- (1) 当該保険薬局に勤務する職員（以下この号において「対象職員」という。）がいること。
- (2) 対象職員の賃金の改善を実施するにつき必要な体制が整備されていること。